平成２４年（フ）第３００号
福岡県久留米市大善寺大橋１丁目９番23―203号
債務者　古賀美佐子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３１３号
福岡県うきは市浮羽町浮羽160番地
債務者　小池　義廣
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１１７号
福岡県田川市大字奈良1520番地23
債務者　尾場百合子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１１８号
福岡県田川市大字伊加利1932番地
債務者　本川　幸子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１１９号
福岡県田川郡香春町大字柿下355番地２
債務者　山下　光廣
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１６６号
宮崎県都城市甲斐元町11街区１号Ｙ＆Ｍデイジー102号
債務者　堤　　美憲
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１６８号
宮崎県都城市上長飯町51号２番地
債務者　戸越　　司
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１４３号
宮城県大崎市古川北町３丁目１番29号　みゆき団地１－７号
債務者　飯田　貴敏
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第３７９号
兵庫県伊丹市荻野３丁目11番地２中沢コーポ202号室
債務者　新井　明美
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第５０号
大分県速見郡日出町大字豊岡115番地１、申立前の住所大分県中津市大字大悟法810番地51　コーポ清水２号
債務者　畑本　康太
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第５２１号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平574番地10　公栄アパートＡ―206
債務者　大嵩美奈子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５２９号
沖縄県浦添市大平２丁目７番22―401号　ぐすくま商事大平マンション
債務者　山城　麗子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３０１号
岩手県八幡平市大更第32地割１番地１
債務者　佐々木武博
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３０４号
岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第14地割40番地２大槌町小鎚第２仮設団地１－３
債務者　金野きく子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３０５号
岩手県紫波郡紫波町北日詰字下藪81番地１コーポ阿部Ａ－２、旧住所山梨県甲府市大津町1490番地２　コーポ塚田205
債務者　石川　君子（旧姓望月）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３１２号
岩手県紫波郡紫波町中島字落合64番地９　田中館アパート１階、旧住所岩手県紫波郡紫波町山屋字山口107番地
債務者　菅原　洋造
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３２５号
岩手県北上市立花５地割10番地６
債務者　渡辺　　篤
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部